

# 第10次三重県交通安全計画 概要版

## 一 作成にあたって

三重県交通安全計画は、国の交通安全基本計画に基づき、県内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策を定めるものです。

第9次三重県交通安全計画（以下、「第9次計画」という。）期間中（平成23年度～27年度）において、初年度に死者数が初めて100人を切り、その後95人、94人と昭和29年以来最少を更新してきましたが、平成26年は4年ぶりに100人を超え112人となり、平成27年は、過去最少の87人と減少したものの、65歳以上の高齢者の死者数が全体の59.8%と過去最高の構成率となりました。

こうした結果を踏まえ、経済社会情勢及び交通情勢の変化等に対応し、また、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進するため、「第10次三重県交通安全計画」（以下、「第10次計画」という。）を作成しました。

県民一人ひとりが、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」という意識をもって行動し、県民との協創により、交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）の三重の実現をめざしていきます。

計画の推進にあたって、「特に注力すべき交通安全対策」は次のとおりとします。

### 【特に注力すべき交通安全対策】

- ◎ 子どもと高齢者の交通事故防止
- ◎ 交通弱者（歩行者・自転車）の交通事故防止
- ◎ 飲酒運転の根絶
- ◎ シートベルト・チャイルドシートの着用徹底

## 二 計画の概要

### 1 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

### 2 基本理念

#### 【基本理念】

- 交通事故のない社会をめざして
- 人優先の交通安全思想
- 先端技術の積極的活用

- ①人・交通機関・交通環境（交通社会を構成する三要素）に係る安全対策
- ②情報通信技術（ICT）の活用
- ③救助・救急活動及び被害者支援の充実
- ④参加・協働型の交通安全活動の推進
- ⑤効果的・効率的な対策の実施
- ⑥公共交通における一層の安全の確保

### 三 陸上交通の安全

#### 第1章 道路交通の安全

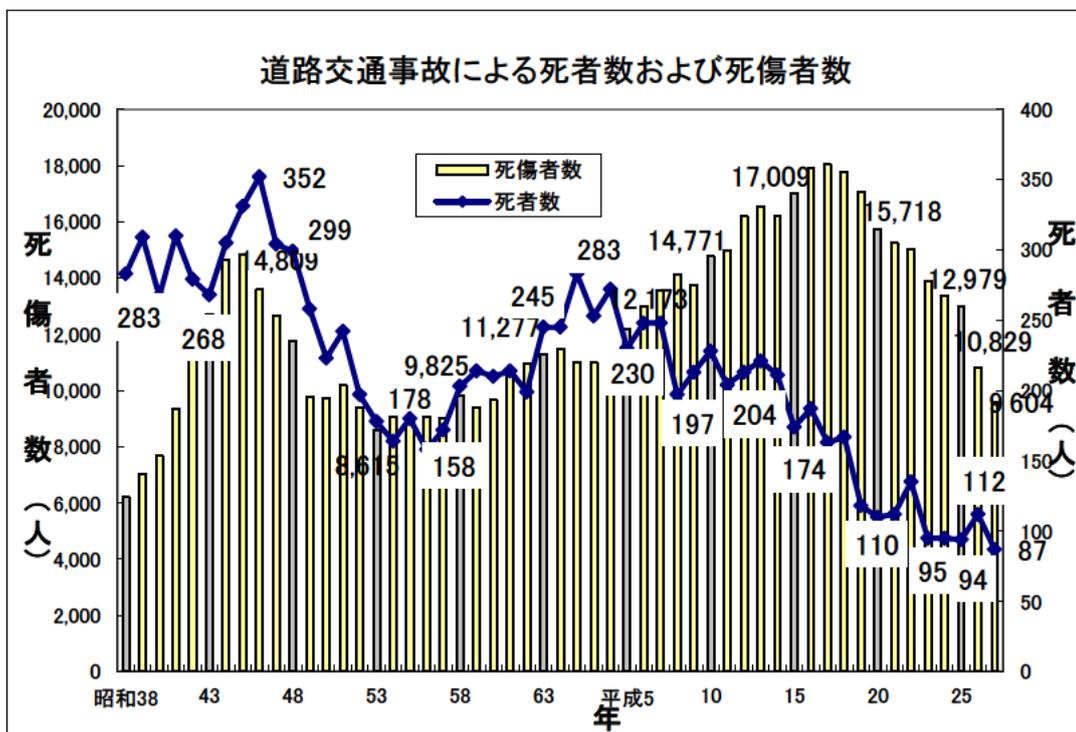
##### I 道路交通事故の状況

###### ○ 交通事故死者数

平成27年の交通事故死者数は、統計が残る昭和29年以降で最も少ない87人となり、前年と比較し25人の大幅な減少となりましたが、第9次計画において掲げた抑止目標「75人以下」は達成できませんでした。

###### ○ 交通事故死傷者数

交通事故死傷者数については、平成27年は9,604人となり、前年比1,225人の減少と、目標「11,800人以下」を達成しました。



##### 【参考】これまでの交通安全計画の目標値と実数値

第1次交通安全計画 (昭和46年度～50年度)	目標：人身事故の半減
第2次交通安全計画 (昭和51年度～55年度)	目標：死亡事故の抑制については、昭和45年のピーク時の半減を目指すものです。
第3次交通安全計画 (昭和56年度～60年度)	目標値：死者数124人以下 実数値：昭和60年210人
第4次交通安全計画 (昭和61年度～平成2年度)	目標値：死者数 昭和46年(ピーク時)の2分の1(176人)以下 実数値：平成2年283人
第5次交通安全計画 (平成3年度～7年度)	目標値：死者数180人以下 実数値：平成7年248人
第6次交通安全計画 (平成8年度～12年度)	目標値：死者数200人以下 実数値：平成12年213人

<b>第7次交通安全計画</b> （平成13年度～17年度） 目標値：死者数180人以下 実数値：平成17年163人
<b>第8次交通安全計画</b> （平成18年度～22年度） 目標値：死者数130人以下 実数値：平成22年135人 死傷者数15,500人以下 実数値：平成22年15,013人
<b>第9次交通安全計画</b> （平成23年度～27年度） 目標値：死者数75人以下 実数値：平成27年87人 死傷者数11,800人以下 実数値：平成27年9,604人

## II 交通安全計画における目標

交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけ、県民を交通事故の脅威から守ることが究極の目標ですが、第9次計画における実績等を勘案し、

- 交通事故死者数（24時間死者数）を、平成32年までに**55人以下**とする
- 交通事故死傷者数を、平成32年までに**7,300人以下**とする

ことをめざすものとします。

## III 道路交通の安全についての対策

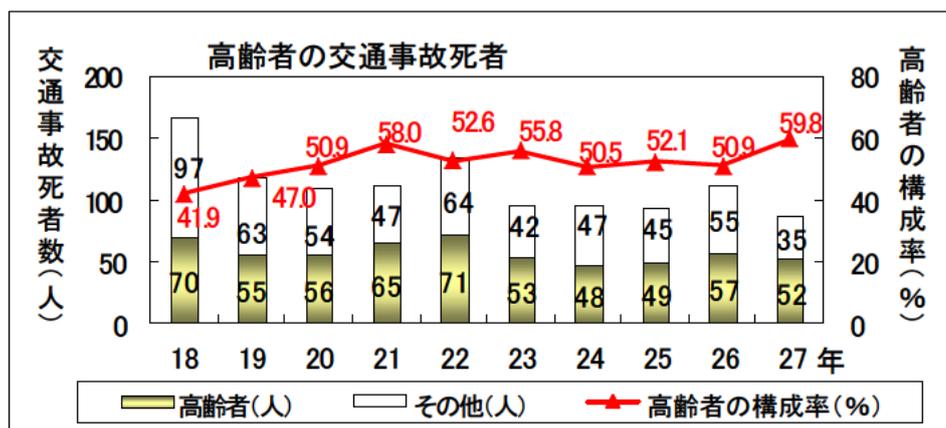
### 1 道路交通安全対策を考える視点

2に掲げる8つの施策を講じる際、特に、次のように対策に係る視点を明確にしたうえで対策を講じていきます。

(1) 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

#### ① 高齢者及び子どもの安全確保

高齢者の交通事故死者の占める割合が極めて高いこと、また、子どもを交通事故から守る観点から、高齢者と子どもに重点を置き、交通安全対策を進めます。



#### ② 歩行者及び自転車の安全確保

自動車と比較して弱い立場にある歩行者及び自転車の安全確保を図るため、交通安全対策を推進します。

#### ③ 生活道路における安全確保

車道幅員5.5メートル未満の道路で死亡事故が発生する割合が、やや増加傾向を示していることから、地域住民の日常生活に利用される生活道路における交通

安全対策を推進します。

## (2) 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

### ① 先端技術の活用推進

運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステムやいち早く救助・救急が行えるシステムなどの導入推進する必要があります。

### ② 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

これまでの対策では抑止が困難である交通事故について、発生地域、場所、形態等を詳細な情報に基づき分析し、きめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施していく必要があります。

### ③ 地域ぐるみの交通安全対策の推進

インターネット等を通じた交通事故情報の提供などにより、地域住民に交通安全対策にこれまで以上に關心を持ってもらい、安全安心な交通社会の形成に積極的に参加してもらうなどの県民主体の意識の醸成や、運転者・歩行者等の意識や行動を周囲からサポートしていく社会システムを行政、関係団体、住民等の協働により形成する必要があります。

## 2 講じようとする施策

次に掲げる8つの柱により、交通安全対策を実施します。

### (1) 道路交通環境の整備

幹線道路と生活道路の機能分化、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備、道路交通の円滑化を図り交通安全を推進します。

[主な取組]

- ・ 通学路、生活道路等において、「ひと」の視点に立った交通安全対策を推進
- ・ 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- ・ 交通安全施設等の戦略的維持管理
- ・ 事故実態の調査・分析を行い、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業推進
- ・ 公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化の推進
- ・ 最先端の情報通信技術を用いた「高度道路交通システム」の活用 等
- ・ 災害発生時においても安全で円滑な道路交通を確保するための対策を推進

### (2) 交通安全思想の普及徹底

子どもから高齢者まで、年齢層に応じ、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。また、交通安全運動等を通じて普及啓発活動を推進し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。

[主な取組]

- ・ 発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育の実施
- ・ 地域ぐるみで高齢者の安全を確保
- ・ 参加・体験・実践型教育の推進

- ・ 自転車の安全利用の推進
- ・ すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
- ・ 反射材用品の普及促進
- ・ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 等

### **(3) 安全運転の確保**

安全運転を実践できる運転者を育成するため、運転者教育の充実を図ります。また、企業や事業所等における自主的な安全運転管理対策の推進を図ります。

[主な取組]

- ・ 免許取得前から安全意識を醸成する交通安全教育の充実
- ・ 高齢運転者対策の充実及び高齢運転者支援の推進
- ・ 飲酒運転防止対策の充実
- ・ 安全運転管理者等に対する講習の充実
- ・ 事業用自動車総合安全プランに基づく安全体質の確立、コンプライアンスの徹底

### **(4) 車両の安全性の確保**

自動車の適切な保守管理を推進するため、自動車検査及び点検整備の充実を図るとともに、リコール制度の充実・強化に努めます。

[主な取組]

- ・ 検査体制の充実、指導監督の強化、不正改造車両の排除命令等
- ・ 不具合情報やリコール情報の収集体制の強化等
- ・ 不正改造に対する自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の意識向上を図る
- ・ 自転車の安全な利用の確保

### **(5) 道路交通秩序の維持**

交通指導取締りの強化、交通事故事件の捜査体制及び装備等の充実強化、暴走族等に対する取締り体制及び装備資機材の充実強化に努めます。

[主な取組]

- ・ 事故多発路線等における交通指導取締りの効果的な推進
- ・ 交通の実態に即した効果的な機動警らの実施による違反の未然防止を図る
- ・ 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化
- ・ 関係機関・団体と連携した暴走族対策の強化
- ・ 自転車利用者に対する指導取締りを推進

### **(6) 救助・救急活動の充実**

交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめるため、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ります。

[主な取組]

- ・ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実
- ・ 救助・救急用資機材の整備を促進
- ・ AEDの使用も含めた心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進
- ・ 救急救命士の養成等の促進
- ・ 現場急行支援システムの整備

## (7) 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者の保護・救済のため、自動車損害賠償保障制度の充実、交通事故相談活動の推進、被害者支援の充実強化を図るとともに、自転車利用者等の損害賠償保険等への加入を加速化します。

[主な取組]

- ・損害賠償の請求についての援助等
- ・被害者等に対する援助措置の充実、被害者等の心情に配慮した対策の推進

## (8) 調査研究の充実

道路交通の安全に関する研究の推進を図るとともに、道路交通事故原因の総合的な調査研究を進めます。

[主な取組]

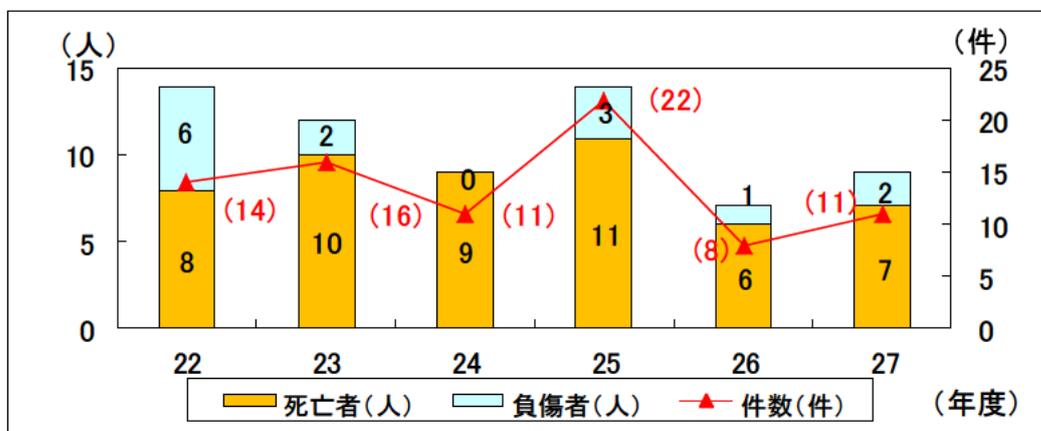
- ・ICTを活用した高度道路交通システムの開発・普及を推進
- ・高齢者の交通事故防止に関する研究の推進

## 第2章 鉄道交通の安全

### I 鉄道事故の状況

県内における鉄道運転事故については、件数、死傷者数、死者数とも、近年減少傾向で推移しています。また、乗客の死者については、第9次計画の期間中にはありませんでした。〈平成27年度実績：事故件数11件、死傷者数9人、うち死者数7人〉

運転事故件数及び死傷者数の推移 ※国土交通省中部運輸局資料による（平成27年度は速報値）



### II 交通安全計画における目標

- 乗客の死者数ゼロをめざす（継続する）
- 運転事故全体の死者数を減少させる

ことをめざすものとします。

### III 鉄道交通の安全についての対策

#### 1 鉄道交通安全対策を考える視点

一層安全で安定した鉄道輸送をめざし、重大な列車事故の未然防止及び利用者等の関係する事故の防止のため、効果的な対策を講じます。

## 2 講じようとする施策

次に掲げる6つの柱により、交通安全対策を実施します。

### (1) 鉄道交通環境の整備

鉄道施設の適切な維持管理及び補修、土砂災害への対策強化、三重県国土強靱化計画に基づく耐震対策、駅施設等のバリアフリー化の推進を図ります。

### (2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及

鉄道の事故を防止するため沿線住民等に幅広く広報活動を行い、鉄道の安全に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

### (3) 鉄道の安全な運行の確保

鉄道の安全な運行のため、運転士の資質の確保及び気象情報等の早期把握に努めます。また、鉄道事業者への保安監査等を実施し、適切な指導を行います。

### (4) 救助・救急活動の充実

避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ適確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。

### (5) 被害者支援の推進

「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」等を通じ、被害者及びその遺族等に対する支援活動を推進します。

### (6) 鉄道事故等の原因究明と再発防止

鉄道事故の原因究明を迅速かつ的確に行い、事故調査結果等を鉄軌道事業者へ情報提供し鉄道事故等の再発防止を図ります。

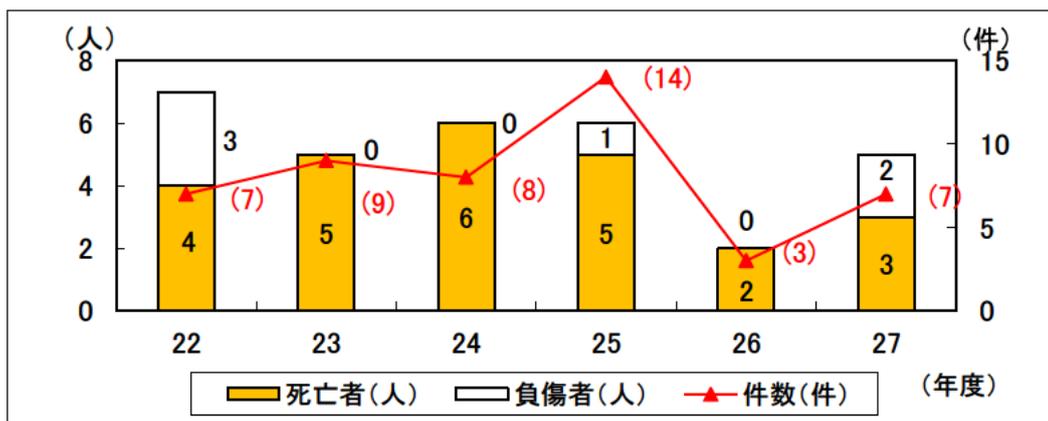
## 第3章 踏切道における交通安全

### I 踏切事故の状況

踏切事故は、鉄道の運転事故の約3割（県内は約6割）を占めています。県内における踏切事故については、事故件数、死傷者数、死者数とも、ほぼ横ばい傾向で推移しています。

<平成27年度実績：事故件数7件、死傷者数5人、うち死者数3人>

踏切事故件数及び死傷者数の推移 ※国土交通省中部運輸局資料による(平成27年度は速報値)



## II 交通安全計画における目標

- 平成 32 年度までに、踏切事故件数を、平成 27 年度と比較して約 1 割削減することを目指すものとします。

ことをめざすものとします。

## III 踏切道における交通の安全についての対策

### 1 踏切道における交通安全対策を考える視点

開かずの踏切への対策や高齢者等の歩行者対策等、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進します。

### 2 講じようとする施策

次に掲げる **4 つの柱**により、交通安全対策を実施します。

#### (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

道路の新設・改築においては立体交差化を視野に入れた検討を行い、開かずの踏切等については構造の改良及び歩行者等立体横断施設の設置等を促進します。

#### (2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機及び事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進めます。また、歩行者対策として、全方位型警報装置等の整備、障害物検知装置の高規格化を推進します。

#### (3) 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化等に併せて、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合等を進めます。

#### (4) その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

踏切事故防止キャンペーンの展開等を通じ、非常押ボタンの操作等の周知徹底、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を行っていきます。

## 四 計画推進の仕組み

「第 10 次三重県交通安全計画」を着実に推進するため、毎年度、構すべき具体的施策について実施計画を作成し、翌年度にその推進結果について取りまとめ、検証を行います。